

マクロで見た法人税率の日米比較について

荒井 晴仁

- ① 我が国の国税・地方税を含めた法人税の実効税率は、米国と並んで、他の先進国と比べて高いことが指摘される。こうした国際比較を含め、一般に使われる「実効税率」は、標準的な税率で計算された「法定実効税率」である。しかし、実際には、地方税は課税地により異なるほか、両国とも、投資減税等が行われているため、事後的に見た税率は、事前の税率とは必ずしも一致しない。
- ② 大阪大学大学院教授（当時）の跡田直澄氏による先行研究に倣い、日米両国の税務統計を用いて、事後的に見た平均的な法人税負担率である「税額調整後実効税率」を最近時点まで計算すると、わが国の「税額調整後実効税率」は、1990年代末までは米国を大幅に上回っていたが、1998-1999年の法人税引き下げ後、大幅に低下し、比較できる最新年である2004年の税率格差は3ポイント弱まで縮小している。これは、わが国では、米国に比べ、地方税率が高く、また、税額控除の規模が小さい一方で、国税の税率（30%）が連邦税率（35%）より低く、また、近年、研究開発・IT促進税制の減税効果が拡大しているためである。
- ③ 他方、日米両国のGDP統計から求めた「法人税率」は、わが国に比べ、米国の方が大幅に低いと指摘されることがある。しかし、「企業収益」の変数として、企業の営業損益に相当する「営業余剰（純）」と営業外損益に相当する「利子・賃貸料収支」の合計を用いて「法人税率」を計算すると、米国の「法人税率」は、ほぼ3割と、連邦法人税率（35%）を下回る一方、わが国の「法人税率」も、1990年代以降、大幅に低下し、近年では、20%台前半で、法定実効税率（ほぼ4割）を下回っている。
- ④ GDP統計による「法人税率」が米国で連邦法人税率（35%）を下回る理由としては、GDP統計の「企業収益」には、米国法人の国外所得（例えば、外国子会社からの配当）が含まれる一方で、「法人所得税」には外国税が含まれないため、両者の比率で求めた「法人税率」が、国外所得の比重の高い米国法人の税負担率を過小評価すること等が指摘できる。
- ⑤ また、GDP統計による「法人税率」がわが国において1990年代以降大幅に低下している背景には、1998-1999年の法人税引き下げや近年における研究開発・IT促進税制の拡充に加え、バブル経済崩壊後、繰越欠損金控除が急増し、それによる課税所得の圧縮が続いていること等が指摘できる。
- ⑥ このように、GDP統計による「法人税率」は、各国の経済構造や経済状況の違いを反映して「法定実効税率」とは乖離する性質があり、国際比較に注意を要するほか、政策論議に用いる場合は、税法上の税率との混同を招かないよう十分な配慮が必要と考えられる。

マクロで見た法人税率の日米比較について

荒井 晴 仁

目 次

はじめに

I 法定実効税率

- 1 日本
- 2 米国
- 3 時系列での日米比較
- 4 留意事項

II 税額調整後実効税率

- 1 日本
- 2 米国
- 3 時系列での日米比較
- 4 留意事項

III 国外所得に係る外国税と実効税率

- 1 国内税負担率
- 2 実効税率と外国税率の関係
- 3 留意事項

IV GDP統計で見た「法人税率」

- 1 米国
- 2 日本
- 3 法人所得税の対GDP比

おわりに

はじめに

大手会計事務所の調査によれば、我が国の税法上の法人税率は、米国と並び、ほぼ4割で、先進国中、最も高い⁽¹⁾。ここで、「法人税率」とされているのは、国税・地方税を合わせた、いわゆる「実効税率」である。

一方、現中央大学法科大学院教授の森信茂樹氏は、GDP統計から求めた米国の「実効税率」が、2001年以降、20%近くまで急低下していることを指摘して、米国法人の間に、タックス・シェルターを利用した租税回避行動が広がっていると論じている⁽²⁾。

同氏によれば、我が国では、法制度や風土の違いもあって、米国のような租税回避行動が蔓延しているという状況にはない。

とすれば、我が国の「実効税率」は、実際には、米国より高いことになる。

これと符合するように、経済産業省の研究会の報告書は、GDP統計から求めた企業の「税負担率」を日米比較し、2004年の時点で、我が国は32.8%と、米国の23.3%を大幅に上回ることを指摘している⁽³⁾。

また、日本総合研究所ビジネス戦略研究センター所長(当時)の藤井英彦氏は、OECD調査による法人所得税対GDP比が、同じ2004年の時点で、我が国は3.8%と、米国の2.2%をやはり大幅に上回ることを指摘している⁽⁴⁾。

本稿は、日米両国で、税法上の「実効税率」はほぼ同じであるのに、GDP統計から求めた

「実効税率」や「税負担率」、あるいは、法人所得税対GDP比が、我が国より米国で低い理由を考察し、日米間の法人税率格差を検証する。

I 法定実効税率

本章ではまず、最も一般に用いられる「実効税率」として、国税・地方税を合わせた「法定実効税率」について概説する。

1 日本

我が国では、現在、法人の所得(利益)に対する税として、国税である法人税と、地方税である法人住民税の「法人税割」と法人事業税の「所得割」がある(法人課税としては、このほか、法人住民税の「均等割」、法人事業税の外形標準課税である「資本割」と「付加価値割」、また、固定資産税等があるが、これらは、本稿では、「法人所得課税」に含めていない)。

上記3税の現在の税率は、法人税が30%⁽⁵⁾、法人住民税の「法人税割」が(法人税額の)17.3%⁽⁶⁾、また、法人事業税の「所得割」が7.2%⁽⁷⁾で、合計税率は42.39%(=30+0.30×17.3+7.2)である。

ただし、法人事業税は、納付期(翌期)に損金として課税所得から控除できる。このため、これを考慮した実質的な税率は、表面税率より低い。これが、いわゆる「実効税率」である。

「実効税率」を求めるには、複数期にまたがる計算が必要となるが、企業会計(税効果会計)では、毎期の税引き前利益を同額と仮定した理

(1) KPMG Japan 「2007年各国法人税率調査」〈http://www.kpmg.or.jp/resources/research/r_tax200706_1.html〉

(2) 森信茂樹 「減少する米国法人税と税務当局の闘いが続く」『週刊東洋経済』5970号, 2005.7.23, pp.116-118.

(3) 経済産業省経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会『報告書』2006.5, pp.22-23. 〈<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60524a01j.pdf>〉

(4) 藤井英彦 「急がれるわが国法人税率の引き下げ」『Business & Economic Review』Vol.17, No.7, 2007.7, p.14. 〈<http://www.jri.co.jp/JRR/2007/07/pdf/op-cotax.pdf>〉

(5) 基本税率。(「法人税率の推移」財務省税制HP 〈<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/082.htm>〉)

(6) 標準税率。(「地方税の税率一覧」総務省地方税制度HP 〈http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/pdf/ichiran01_d.pdf〉)

(7) 資本金1億円以上の法人の年800万円を超える所得に対する標準税率。

論値である

$$\text{実効税率} = \frac{\text{表面税率}}{1 + (\text{前期の）法人事業税率(所得割)}/100}$$

を「法定実効税率」として、繰り延べ税金資産等の計算に用いることとしている⁽⁸⁾。

我が国の「法定実効税率」は、現在、39.54% (=42.39÷1.072) である。

ただし、この「法定実効税率」は地方税の「標準税率」を用いて計算されたものである。地方税には、自治体による「上乘せ課税」があるため、実際の税率は、課税地により異なり、一般に、標準税率より高い。

例えば、東京都の現在の税率は、法人住民税の「法人税割」が(法人税額の)20.7%、また、法人事業税の「所得割」が7.56%で、これから計算される「法定実効税率」は40.69%と、標準税率を用いて計算した「法定実効税率」より1.15ポイント高い。

冒頭に紹介した大手監査法人の調査で、我が国の法人税率(40.7%)とされているのは、この東京都の「法定実効税率」を指していると考えられる。

2 米国

米国でも、法人税に、連邦税と地方税がある。ただし、米国の地方税には「標準税率」がなく、税目、課税標準、税率は、都市により異なる。

例えば⁽⁹⁾、ニューヨーク市では、連邦法人税(税率35%)のほか、州法人税(同7.5%)と付加

税⁽¹⁰⁾(州法人税額の17%)、それに、市法人税(税率8.85%)がある。

米国では、市税は州税の課税所得から控除でき、また、市税と州税は連邦税の課税所得から控除できる。これを考慮すると、以下の計算により、ニューヨーク市の実効税率は45.95%と、東京都(40.69%)を上回る。

市 税 :	8.85%
州 税 : (1 - 0.0885) × 7.5 × (1 + 0.17) =	8.00%
連邦税 : (1 - 0.0885 - 0.0800) × 35 =	29.10%
計 :	45.95%

他方、同じ米国でも、ロサンゼルス市では、法人税は、連邦税(税率35%)と州税(同8.84%)だけで、市税はない。このため、同市の実効税率は40.75% (= (1 - 0.0884) × 35 + 8.84) と、東京都(40.69%)とほぼ同じである。

3 時系列での日米比較

図1は、よく行われる比較として、地方税率として、日本は「標準税率」、米国はカリフォルニア州の税率を用いて計算した実効税率を、時系列で比較したものである。

図1に見られるように、米国では、1987年に、それまで50%台であった実効税率が一挙に約10ポイント引き下げられ、我が国との間に税率格差が生じた。これに対して、我が国では、1998-1999年の税制改革で、法人税と法人事業税が引き下げられた結果、米国との税率格差がほぼ解消した形となっている。

(8) 前期分の法人事業税を損金算入できることによる税負担軽減効果は、「実効税率」を用いて、

$$\text{前期税引き前利益} \times \text{前期法人事業税率(所得割)} \times \text{実効税率}/100$$

で表されるから、当期における実質的な税負担は、

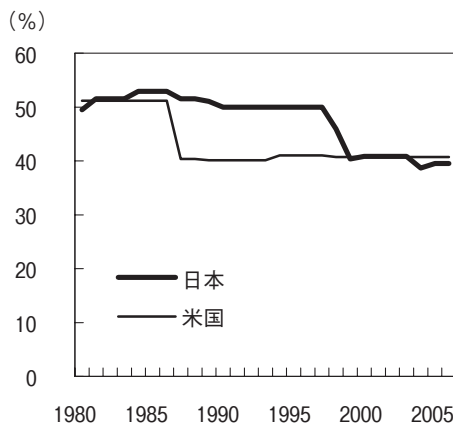
$$\text{税引き前利益} \times \text{実効税率} = \text{税引き前利益} \times \text{表面税率} - \text{前期税引き前利益} \times \text{前期法人事業税率(所得割)} \times \text{実効税率}/100$$

である。前期と当期の税引き前利益を同じと仮定して、この式を「実効税率」について解けば、本文中の式が得られる。

(9) 各税の税率は、財務省HP「法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)」による。(<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/084.htm>>)

(10) メトロポリタン通勤圏(MCTD: Metropolitan Commuter Transportation District)内の事業活動に対する付加税(surcharge)。

図1 法人税の実効税率の日米比較



(出典) 財務省『財政金融統計月報(租税特集)』(各年版)より作成。

なお、図1で、我が国の実効税率が2004-2005年に低下しているが、これは、「外形標準課税」導入の影響によるものである。すなわち、我が国では、2004年度に、資本金1億円以上の法人を対象として、法人事業税の課税標準に、新たに「付加価値割」と「資本割」が加えられるとともに、従前の「所得割」の税率が引き下げられた。この改正は、全体としては税収中立とされているが、法人事業税の「所得割」に限れば税率が引き下げられているため、「法定実効税率」が低下したものである。

4 留意事項

「法定実効税率」に関する留意事項として、まず、既に述べたように、課税地によって税率が異なることが挙げられる。

次に、実効税率の計算に用いている国税・連邦税の税率は、日本は「基本税率」、米国は最高税率⁽¹¹⁾である。しかし、中小法人に対する軽減税率等⁽¹²⁾を考慮すれば、平均税率はこれらより低いことが考えられる。

また、我が国では、1961-1998年の間、「配当軽減課税制度」が実施されていた。図1の実効税率

は、この間の法人税の基本税率を、配当性向を3割と仮定して、留保税率と配当軽減税率を7:3の割合で加重平均して求めている。しかし、実際の配当性向は3割とは限らない。

II 税額調整後実効税率

前章の「実効税率」に対して、大阪大学大学院教授(当時)の跡田直澄氏は、我が国を含む先進諸国(日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)を対象に、各国の税務統計を用いて、複数の税率を平均した「税額調整後実効税率」を計算し、1990年代半ばの時点で、我が国の法人税率が、国際的に見て、特に地方税に関して高いことを指摘している⁽¹³⁾。

また、内閣府は、『平成14年度年次経済財政報告』で、日本、アメリカ、イギリス、ドイツを対象に、跡田氏の手法を用いて「法人所得課税に係る税負担率」を計算し、1990年代後半の時点で、我が国の法人税負担が、国際的に見て、なお高いことを指摘している⁽¹⁴⁾。

本章では、日米両国について、跡田氏の「税額調整後実効税率」を最近時点まで計算する。

1 日本

(1) 国税の平均税率

ここでは、まず、国税である法人税の平均税率を、国税庁「税務統計から見た法人企業の実態(会社標本調査)」(以下「会社標本調査」という。)を用いて算出する。

同調査では、内国普通法人の確定申告に基づき、課税所得に相当する「調査所得金額」と、これに所定の税率を乗じて求めた「算出税額」が集計されている。

ここで、「調査所得金額」とは、調査時点ま

(11) 年1千万ドルを超える所得金額に対する限界税率。

(12) 「法人税法」(昭和40年法律第34号)第66条(各年度の所得に対する法人税の税率)

(13) 跡田直澄『企業税制改革:実証分析と政策提言』日本評論社, 2000, pp.3-28.

(14) 内閣府「第2章第2節 法人所得課税の負担」『平成14年度経済財政報告』2002.11. <http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je02/wp-je02-00202.html#sb2_2>

でに税務調査が終了している法人については調査後の所得金額を言い、また、調査未了の法人については申告所得金額を指す。

法人税の平均税率を、「算出税額/調査所得金額（利益計上法人）」で求めると、2005年に29.5%と、基本税率（30%）を0.5ポイント下回る。

これは、中小法人等に対して、軽減税率が適用されているためである。

(2) 地方税の平均税率

国税と地方税の課税標準は厳密には同じではないが⁽¹⁵⁾、地方税に関しては、詳細なデータの入手が困難なため、ここでは、会社標本調査の「算出税額」を法人住民税の「法人税割」の課税標準、また、「調査所得金額（利益計上法人）」を法人事業税の「所得割」の課税標準とみなして、次式によって、地方税額を算出する。

$$\text{地方税額} = \text{課税標準} \times \text{標準税率} + \text{超過課税額}$$

ここで、超過課税額データは、総務省『地方税に関する参考計数資料』⁽¹⁶⁾による。

地方税の平均税率を、「地方税額/調査所得金額（利益計上法人）」で求めると、2005年に13.4%と、標準税率（12.4%）を1.0ポイント上回る。

これは、自治体による「上乗せ課税」があるためである。ただし、地方税には「制限税率」が設けられていることもあって、上乗せの程度は、全体としては、そう大きなものではない。

(3) 税額調整

法人税額は、課税所得に税率を乗じて求めた

算出税額に、「税額調整」と呼ばれる税額の加算・控除を行って求められる。

我が国の税額加算には、土地譲渡課税（現在は適用停止中）や同族会社に対する留保金課税があり、また、税額控除には、試験研究、エネルギー、中小企業等に関する各種の租税特別措置がある⁽¹⁷⁾。

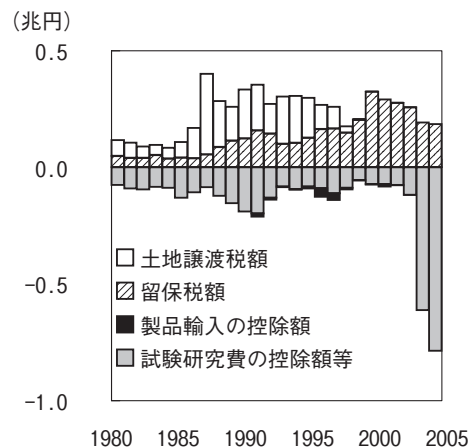
図2は、会社標本調査に基づき、主な税額調整の推移を示したものである。

図2に示されるように、我が国では、税額調整が全体として税負担の増加に寄与していたが、2003年度に研究開発・IT促進税制⁽¹⁸⁾が強化された後は、税額控除の減税効果が拡大している。

(4) 税額調整後実効税率

以上の準備の後、我が国の「税額調整後実効税率」は、次式で計算される。

図2 税額調整（日本）



(出典) 「会社標本調査結果」国税庁HP <<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm>>、「長期時系列データ」同 <<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>>より作成。

(15) 例えば、法人の国外所得は、法人税の課税標準に含まれるが、法人事業税の「所得割」の課税標準には含まれない。

(16) 総務省地方税制度HP <http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h17.html>

(17) このほか、税額加算には、使途秘匿金税額、リース特別控除取戻額等が、また、税額控除には、仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等があるが、これらについては会社標本調査では計数が得られないため、本稿の計算には含めていない。

(18) 「平成15年度税制改正の要綱」財務省HP <http://www.mof.go.jp/seifuan15/zei001_a1.htm>

$$\text{税額調整後実効税率} = \frac{\text{算出税額} + \text{地方税額} + \text{税額調整}}{\text{調査所得金額} + (\text{前年度の})\text{法人事業税額}}$$

この右辺は、前章の「法定実効税率」の式に用いられている税率を、税額と課税所得を用いて書き換えた上で、税額調整を加味したもので、利益計上法人の平均的な法人税負担率を示すものである。

図3で見るように、我が国の「税額調整後実効税率」は、図1の「実効税率」と余り変わらない。

図3を詳細に見ると、1989年以前は、「税額調整後実効税率」が図1の「実効税率」を上回っているが、これは、前述したように、図1では、配当軽減制度下の基本税率を、配当性向を3割と仮定して計算しているのに対して、実際の配当性向がそれより低かったためである⁽¹⁹⁾。

また、1998-1999年にも「税額調整後実効税率」が、図1の「実効税率」を上回っているが、これは、両年における法人税率の引き下げと企業決算の間にタイムラグがあるためである⁽²⁰⁾。

なお、我が国の「税額調整後実効税率」には、

中小企業投資促進税制等の租税特別措置による地方税の減収額が考慮されていないが、それによる影響は1ポイント未満と、比較的小さい。

2 米国

(1) 連邦税の平均税率

米国で我が国の「会社標本調査」に相当するのは、内国歳入庁（IRS：Internal Revenue Service）の「所得統計：法人所得税申告⁽²¹⁾」（Statistics of Income：Corporate Income Tax Returns）（以下「SOI統計」という。）である。

同統計では、法人の税務申告に基づき、「課税所得」（Income subject to tax）と我が国の算出税額に当たる「所得税額」（Income tax）が集計されている。

連邦法人税の平均税率を、利益計上法人の税務申告（Returns with net income）における「所得税額/課税所得」で求めると、データの最新年である2004年に34.54%で、連邦法人税の最高税率（35%）を0.46ポイント下回る。

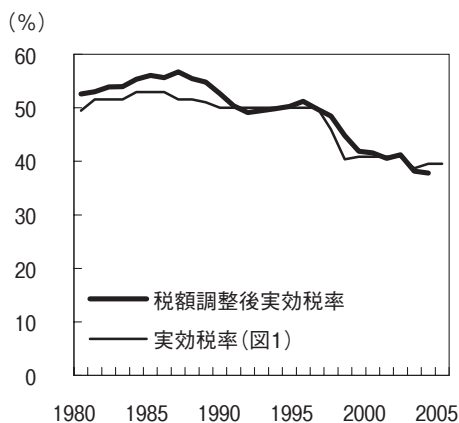
これは、少額の所得に対して、最高税率より低い限界税率が適用されているためである。

(2) 地方税の平均税率

米国についても、地方税に関しては、詳細なデータの入手が困難なため、本稿では、跡田氏及び内閣府に倣い、地方税の平均税率を、商務省センサス局調べによる「法人所得税」（Corporate income taxes）の税収実績⁽²²⁾とSOI統計による「課税所得（利益計上法人）」の比率として算出する。

こうして求めた地方税の平均税率は2004年に3.9%と、前章で示したニューヨーク州（7.5%）やカリフォルニア州（8.8%）の州税率を大幅に

図3 税額調整後実効税率（日本）



(出典) 筆者作成。

(19) 跡田 前掲注(13), p.11.

(20) 引き下げ後の法人税率は、4月1日以降に開始される事業年度から適用。

(21) “SOI Tax Stats—Corporate Complete Report” 米国内国歳入庁HP <<http://www.irs.gov/taxstats/bustaxstats/article/0,,id=112834,00.html>>

(22) “State and Local Government Finances” 米商務省センサス局HP <<http://www.census.gov/govs/www/estimate.html>> 及び “Statistical Abstract of the United States” (各年版).

下回る。

これは、米国では独自の法人税を持たない州があるほか、州法人税のある場合も税率は必ずしも最高税率一本ではなく、また、各州で、企業誘致等を目的とした税額控除が行われているためと考えられる⁽²³⁾。

(3) 税額調整

連邦法人所得税の税額計算では、まず、課税所得に税率を乗じて「所得税額」(Income tax)が、次に、同族持ち株会社税(Personal holding company tax)等の税額加算を行って「所得税計(税額控除前)」(Total income tax before credits)が、さらに、各種の税額控除を行って「所得税計(税額控除後)」(Total income tax after credits)が算出される。

図4は、SOI統計に基づき、これら税額調整の推移を示したものである。

図4に示されるように、米国では、税額控除の規模が大きく、特に、1980年代前半には、レーガン政権による大規模な投資税額控除⁽²⁴⁾を反映して、減税規模が拡大している。

(4) 税額調整後実効税率

以上の準備の下に、米国の「税額調整後実効税率」は、次式により求められる。

$$\text{税額調整後実効税率} = \frac{\text{所得税額} + \text{地方税額} + \text{税額調整}}{\text{課税所得} + \text{地方税額}}$$

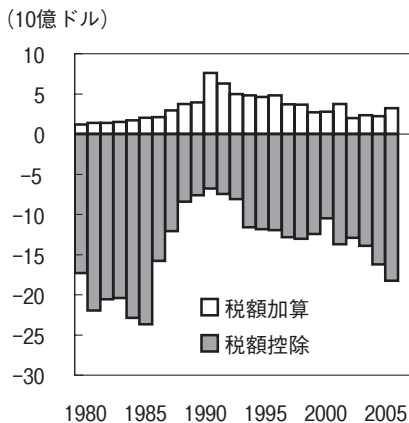
ここで、分母に地方税額を加算しているのは、連邦法人所得税の課税所得からは、地方税額が損金として控除されているためである。

図5に示されるように、米国の「税額調整後実効税率」は、図1の「実効税率」より大幅に低い。これは、図1の「実効税率」は、カリフォルニア州の税率を用いて計算されているのに対し、図5の「税額調整後実効税率」は、事後的に求めた全米平均の地方税率を用いて計算されていること、また、図5の「税額調整後実効税率」には、税額控除の減税効果が織り込まれていることによる。

3 時系列での日米比較

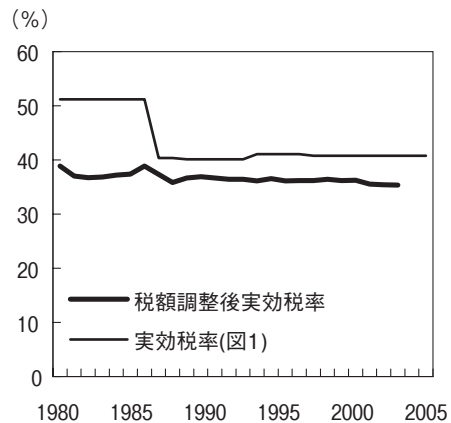
日米両国の「税額調整後実効税率」を比較すると、図6に示されるように、1990年代末まで

図4 税額調整 (米国)



(出典) SOI統計より作成。

図5 税額調整後実効税率 (米国)

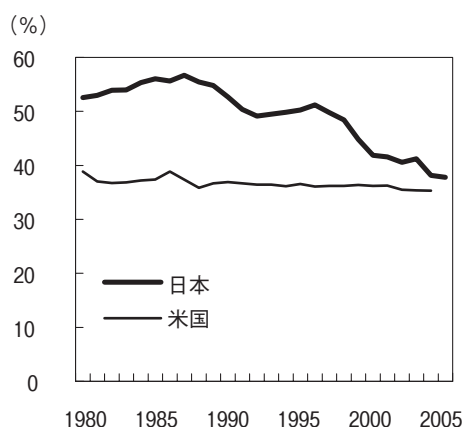


(出典) 筆者作成。

⁽²³⁾ カリフォルニア州の税率を用いた実効税率が高くでることは、跡田氏(前掲注(13), p.12) やまた、前出の藤井氏(前掲注(4), pp.14-17) も指摘している。

⁽²⁴⁾ 経済企画庁「第3章第4節 主要国の設備投資と設備投資促進策」『昭和56年年次世界経済報告』〈<http://wp.cao.go.jp/zenbun/sekai/wp-we81/wp-we81-00404.html>〉

図6 税額調整後実効税率の日米比較



(出典) 筆者作成。

は、我が国が米国を大幅に上回っていた。しかし、我が国で1998-1999年に法人税が引き下げられて後は、米国との税率格差は縮小し、比較可能な最新年である2004年には、2.8ポイントまで縮小している。

これは、我が国では米国に比べ、地方税率が高く、また、税額控除の規模が小さい一方、国税の税率(30%)が連邦税率(35%)より低く、また、近年、研究開発・IT促進税制の減税効果が拡大しているためである。

4 留意事項

本稿における「税額調整後実効税率」の計算では、跡田氏及び内閣府と同様、「税額調整」に、以下に述べる「所得税額控除」と「外国税額控除」を含めていない。

このうち、「所得税額控除」とは、我が国で、法人が受け取る利子・配当等所得に課されている源泉所得税を、法人税の前払いとして、納付すべき法人税額から控除するものである⁽²⁵⁾。

また、「外国税額控除」とは、我が国は、国外所得(例えば、外国子会社からの配当)を含む法人の「全世界所得」に法人税を課しており、その際、国際的な二重課税を回避するため、国外所得に係る外国税を、損金不算入を条件とし

て、納付すべき法人税額から控除するものである。

本稿では、跡田氏や内閣府と同様、所得税や国外所得に係る外国税も、法人の税負担の一部として考えている。

これに対して、外国税額控除後の「国内税」や、所得税額・外国税額控除後の「法人税」で見ると、法人の税負担を過小評価することに注意する必要がある。この点は、次章で、より詳細に論じる。

III 国外所得に係る外国税と実効税率

本章では、法人の全世界所得に課税する場合の外国税率と実効税率の関係を整理する。

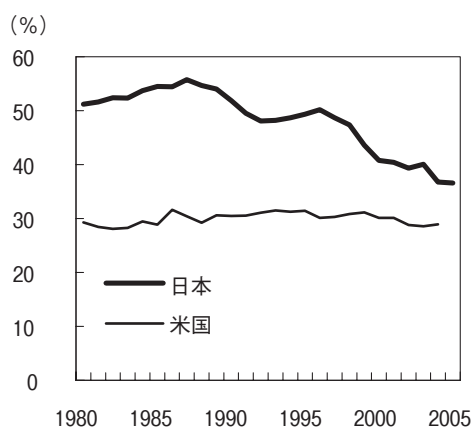
1 国内税負担率

跡田氏は、前章の「税額調整後実効税率」とともに、外国税額控除後の税額を用いた「国内税負担率」を計算して、国際比較を行っている⁽²⁶⁾。

図7は、日米両国について、跡田氏による「国内税負担率」を最近時点まで計算したものである。

図7を図6と比べると、外国税額控除による

図7 国内税負担率の日米比較



(出典) 筆者作成。

(25) 国税庁HPタックスアンサー「N0.5760: 所得税額控除」〈<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5760.htm>〉

(26) 跡田 前掲注(13), pp.24-25.

「国内税負担率」の引き下げ効果は、我が国よりも米国の方が大きく、その結果、両国の税率格差は、図7の「国内税負担率」で見た方が、図6の「税額調整後実効税率」で見た場合より大きい。

したがって、外国税を含まない「国内税負担率」は、法人所得に係る税負担率を過小評価し、特に、日米間の税率格差を過大評価することに注意する必要がある。

2 実効税率と外国税率の関係

既に述べたように、日米両国は、内国法人の国外所得を含む全世界所得に課税し、国外所得に係る国際的な二重課税を回避するため、外国税額の損金不算入を条件に、納付すべき法人所得税額から外国税額の控除を認める「外国税額控除方式」を採用している（外国税額を損金算入することもできるが、その場合は、外国税額控除は受けられない）。

国際的な二重課税を回避する方式には、この他に、国外所得に課税しない「国外所得免除方式」があり、また、外国税額の損金算入も、国際的な二重課税を緩和する効果を持つ。

本節では、各方式の相違を整理する。

以下においては、法人の国内所得をD、国外所得をF、法人税率をd、外国税率をfで表す。

(1) 外国税額控除方式

この場合の課税所得は、法人の全世界所得D+Fである。

法人税額は、課税所得D+Fに法人税率dを乗じて得られる算出税額から、外国税額f・Fを控除して、 $d \cdot (D+F) - f \cdot F$ である。

前節で述べた「国内税負担率」は、外国税額控除後の税額を用いて計算されている。すなわち、

$$\text{国内税負担率} = \frac{d \cdot (D+F) - f \cdot F}{D+F}$$

である。

上式より、「国内税負担率」は、法人税率dを下回る。また、簡単な変形により、「国内税負担率」は、国外所得の比重が高いほど、法人税率dを下回ることを示すことができる。

ただし、法人の全世界所得に対する、外国税を含む税負担率は、あくまでも法人税率dであって、国外所得Fの多寡や外国税率fの高低には影響されない。日米両国の「実効税率」は、ここで言う法人税率dであり、国外所得の多寡や外国税率の高低には、基本的には影響されない。

(2) 国外所得免除方式

この場合は、課税所得はDで、法人税額は $d \cdot D$ である。

法人の全世界所得に対する「国内税負担率」は、

$$\text{国内税負担率} = \frac{d \cdot D}{D+F}$$

であり、「外国税額控除方式」の場合と同様、国外所得の比重が高いほど、法人税率dを下回る。

また、法人の全世界所得に対する外国税を含む税負担率は、国内税率dと外国税率fの加重平均

$$\frac{d \cdot D + f \cdot F}{D+F}$$

であり、「外国税額控除方式」の場合と異なり、外国税率fが法人税率dより低ければ、法人税率dを下回り、また、簡単な変形により、国外所得Fの比重が大きいほど、法人税率dを下回ることを示すことができる。

(3) 外国税額の損金算入

この場合は、課税所得は $D + (1-f) \cdot F$ で、

法人税額は $d \cdot [D + (1 - f) \cdot F]$ である。
したがって、外国税を合わせた税負担額は、

$$d \cdot [D + (1 - f) \cdot F] + f \cdot F = d \cdot (D + F) + (1 - d) \cdot f \cdot F$$

となつて、「外国税額控除方式」の場合の $d \cdot (D + F)$ より大きい。

このため、日米両国では、外国税額控除ではなく、外国税額の損金算入を選択することも認められているが、より税負担の少ない外国税額控除が選択されるのが一般であり、外国税額の損金算入が選択されるのは、控除限度枠に余裕がない場合等に限られる。

3 留意事項

上記の「外国税額控除方式」についての考察では、法人が負担する外国税額と、納付する法人税額から控除される外国税額がともに $f \cdot F$ で等しいことが仮定されている。しかし、実際には、以下に述べる要因から、両者が乖離する可能性がある。

(1) みなし外国税額控除⁽²⁷⁾ (Foreign tax sparing credit)

開発途上国が外国資本に対して税の減免を行う場合、進出企業の本国が全世界所得に課税し、通常の外国税額控除を行うと、途上国による税の減免が本国の税収増で吸収されてしまい、進出企業は税の減免の恩恵を受けることができない。

これを避けるため、開発途上国との二国間租税条約において、途上国による税の減免がないとした場合の税額を本国の税額から控除する「みなし外国税額控除」が認められる場合がある。

特に、米国の多国籍企業は、グループ全体の

税負担の最小化を重視した財務戦略を実行していると言われ、なかでも、超低税率国（タックス・ヘイヴン）との二国間租税条約を利用した租税回避は「条約漁り」(Treaty shopping)とも呼ばれて問題視されている。

(2) 適用制限

逆に、我が国では、以下に述べる外国税額控除の制限が、税負担の増加要因として指摘されることがある。

まず、外国税額控除には限度額が設けられているため、必ずしも外国税の全額が控除できるとは限らない。また、控除枠の繰り越しも一定期間に限られている。

次に、外国子会社等が納付した外国税額のうち、親会社が受け取る配当に対応する部分を親会社が納付したものとみなして親会社の法人税額から控除する「間接外国税額控除」(Deemed paid foreign tax credit) については、適用できる外国子会社等の範囲に一定の制限がある⁽²⁸⁾。

これらの要因は、第I章の「法定実効税率」や第II章の「税額調整後実効税率」では考慮されておらず、したがって、「はじめに」で述べたように、実際の「実効税率」に日米格差があるとすれば、両国の国際課税あるいは両国法人の国際財務戦略の相違にその原因がある可能性がある。

IV GDP統計で見た「法人税率」

本章では、これまでの考察を踏まえ、日米両国のGDP統計で見た「法人税率」を比較し、両国間の税率格差の実態とその背景を考察する。

⁽²⁷⁾ 「みなし外国税額控除」財務省税制HP <<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/174.htm>>

⁽²⁸⁾ 経済産業省「通商白書—2006年版」第3-4-42表。<<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2006/2006honbun/html/i3444000.html>>

1 米国

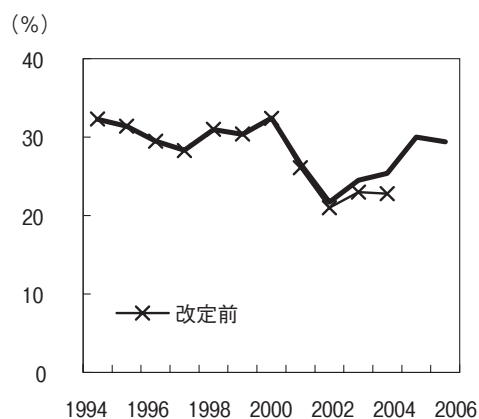
米国のGDP統計は、正式には、商務省経済分析局の「国民所得・生産勘定」(NIPA: National Income and Product Accounts) (以下「NIPA統計」という。)である。「はじめに」で紹介した森信氏が「実効税率」とし、また、経済産業省の研究会の報告書が企業の「税負担率」としているのは、いずれも、NIPA統計の「法人所得税」(Taxes on corporate income)と「税引き前企業収益」(Corporate profits⁽²⁹⁾)の比率である。

以下、本稿では、この比率を、NIPA統計による「法人税率」と呼ぶ。

(1) NIPA統計による「法人税率」

NIPA統計による「法人税率」を最新のデータ⁽³⁰⁾を用いて計算すると、連邦法人税率(35%)や前出図5の「税額調整後実効税率」(ほぼ35%)を下回ってはいるが、2001年以降の法人所得税のデータが上方改定されているほか、

図8 NIPA統計による「法人税率」(米国)



(出典) 米国NIPA統計より作成。「改定前」は森信氏(脚注(2))による。

2005年に法人所得税が大幅に増加したことから、「法人税率」は、2002年の21.7%をボトムに上昇に転じ、2005、2006年にはほぼ3割を回復している。

したがって、現時点で見ると、森信氏が指摘した2001年以降の急低下は、一時的な性格が強く、また、経済産業省の研究会の報告書で行われている2004年までのデータ(改定前)に基づく比較は、日米間の税率格差を過大評価している可能性がある。

以下、本節では、NIPA統計による「法人税率」が連邦法人税率や「税額調整後実効税率」を下回る理由と、それが、2002年を中心に急低下した背景を考察する。

(2) 「国民」概念に基づく「法人税率」

まず、NIPA統計による「法人税率」は、外国税額控除後の「法人所得税」を用いて計算されており、前章で述べた「国内税負担率」と同様、米国法人の税負担率を過小評価することに注意する必要がある。

すなわち、NIPA統計の「企業収益」は、「国民所得」の構成要素として、米国法人の国外所得を含む一方、「法人所得税」はそれに係る外国税を含んでいない⁽³¹⁾。

これを敷衍すれば、米国法人の「企業収益」には、国外所得として、例えば、外国子会社からの配当が含まれている。この配当は、外国子会社の税引き後利益から支払われており、これに米国で改めて課税すれば、国際的な二重課税が生じる。これを回避するため、米国法人は、外国子会社が納付した外国税額のうち、親会社が受け取る配当に対応する部分を、親会社が納

(29) 正確な系列名は、「企業収益(在庫品評価調整・資本減耗調整済)」(Corporate profits with IVA and CCAAdj)である。ここで、「在庫品評価調整」(Inventory valuation adjustment)及び「資本減耗調整」(Capital consumption adjustment)とは、企業会計では取得価格(簿価)で評価されている在庫品取り崩し及び資本減耗を、再取得価格(時価)で評価するための調整を言う。

(30) 米国商務省“National Income and Products Accounts Tables” Table1.12. National Income by Type of Income. <<http://www.bea.gov/bea/dn/nipaweb/SelectTable.asp>>

(31) 同 *Corporate Profits: Profits Before Tax, Profits Tax Liability, and Dividends: Methodology Paper*, pp.1, 13-15. <<http://bea.gov/scb/national/nipa/methpap/methpap2.pdf>>

付したものとみなして、親会社が納付する米国の法人所得税額から控除することができる。これが、前章の「留意事項」で述べた「間接外国税額控除」である。

前章の「留意事項」では、実際の「実効税率」に日米格差がある一因が、みなし外国税額控除や二国間租税条約にある可能性を示唆したが、実は、間接外国税額控除を含む外国税額控除制度そのものが、NIPA統計による「法人税率」が、連邦法人税率や「税額調整後実効税率」を下回る原因となる。

(3) 「企業収益」と経常外損益（特別損益）

次に、NIPA統計による「法人税率」が、2002年にかけて急低下した背景を考察する。

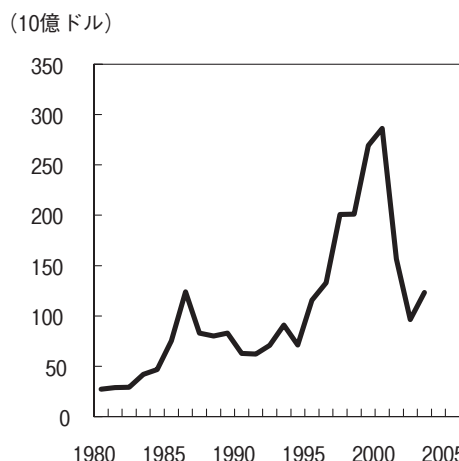
米国では、ITバブルの崩壊によって、2000年秋に株価下落が始まり、翌年の同時多発テロやエンロン社の経営破綻を契機とした会計不信を背景に、2003年春まで株価下落が続いた。

NIPA統計の「企業収益」は、「経常的生産」(Current production)に係る収益と費用の差として定義されており、企業会計上の税引き前利益とは異なり、経常外損益（特別損益）であるキャピタル・ゲイン（またはロス）や貸し倒れ損失は「企業収益」とは区別されている⁽³²⁾。

したがって、キャピタル・ゲインの減少（またはロスの増加）や貸し倒れ損失の増加は、法人所得税を減少させる一方で、NIPA統計の「企業収益」を減少させないため、NIPA統計による「法人税率」が低下する原因となる。

いま、NIPA統計で、法人部門におけるネットの実現キャピタル・ゲインを見ると、図9に示すように、2000年から2002年にかけてほぼ3分の1に減少しており、この間の減少幅約2

図9 法人部門のネットの実現キャピタル・ゲイン（米国）



(出典) 米国NIPA統計Table 7.16. <<http://bea.gov/national/nipaweb/SelectTable.asp?Selected=N>>より作成。

千億ドルは、2000年の「企業収益」の約2割に相当し、筆者の試算では、これによる「法人税率」の低下は6.6ポイントに及ぶ。

(4) 企業減税

上記に加え、米国では、2002-2003年に、企業減税を含む景気対策が実施されている。

法人課税に関しては、2002年税制改正では、2001-2002年の欠損金の5年間の繰り戻しや、特定資産の初年度30%の特別償却など、5年間で940億ドルに及ぶ企業減税が実施された⁽³³⁾。

また、翌2003年には、特定資産の初年度50%の特別償却、減価償却枠の引き上げ、キャピタル・ゲイン減税など、11年間で総額3500億ドル（個人減税分を含む。）に及ぶ減税が実施された⁽³⁴⁾。

米国商務省の分析によれば、両年の景気対策による法人所得税の減収額は、2002-2004年の3年間で、累計711億ドルに及んだと見積もられている⁽³⁵⁾。これも、NIPA統計による「法人

⁽³²⁾ *Ibid.*, p.13.

⁽³³⁾ 加賀一秀「米国の2002年税制改正」『International Taxation』Vol.22, No.5, 2002.5, pp.7-14.

⁽³⁴⁾ 内閣府「資料1 各国・地域の経済見通し～1. アメリカ」『世界経済の潮流～2003秋』<http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa03-02/sa03-si-us.html>

⁽³⁵⁾ “Combined Effects of the Tax Acts of 2002 and 2003 on Selected Measures of Corporate Profits” 米国商務省 HP <http://bea.gov/national/xls/technote_jobcreation.xls>

税率」の低下に寄与したと考えられる。

(5) NIPA統計とSNA統計

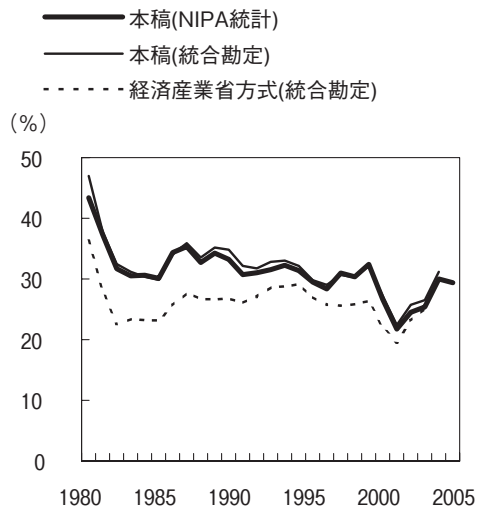
本節では、ここまで、米国NIPA統計による「法人税率」が低い理由と、それが2002年にかけて急低下した理由を考察したが、GDP統計で見た「法人税率」の日米比較を行なうには、米国NIPA統計と、我が国のGDP統計が準拠する国際連合等による「国民経済計算体系」(SNA: System of National Accounts) (以下「SNA統計」という。) の関係を整理しておく必要がある。

「はじめに」で参照した経済産業省の研究会の報告書では、我が国の企業の「税負担率」を、SNA統計による「民間法人企業部門」の「所得・富等に課される経常税」と「営業余剰(純)」の比率(以下「経済産業省方式」による「法人税率」という。) で求めている⁽³⁶⁾。

米国のNIPA統計による「法人税率」と経済産業省方式による我が国の「法人税率」が比較可能かどうかを確認するため、ここでは、NIPA統計とSNA統計の調和を図るために米国で作成されている「米国マクロ経済統合勘定」(Integrated Macroeconomic Accounts for the United States⁽³⁷⁾) (以下「統合勘定」という。) を利用する。

米国のNIPA統計及び「統合勘定」では、「民間法人企業部門」に限定した計数を得ることはできない。そこで、「非金融法人部門」(Nonfinancial Corporate Business) と「金融業」(Financial Business) の計数を合計し、「統合勘定」による経済産業省方式の「法人税率」を計算して、NIPA統計による「法人税率」と比較すると、図10に示すように、経済産業省方式による「法人税率」は、特に、過去に関して、NIPA統計

図10 統合勘定による「法人税率」(米国)



(出典) 米国商務省「統合勘定」より作成。

による「法人税率」と大幅に乖離する。

他方、「統合勘定」を用いて、「所得・富等に課される経常税/(営業余剰(純) + 利息・賃貸料収支)」で定義した「法人税率」を計算すると、図10に示したように、NIPA統計による「法人税率」とほぼ一致する。

このことから、経済産業省の研究会の報告書の「税負担率」は、米国については「利息・賃貸料収支」を含む「企業収益」を用いる一方、我が国については「利息・賃貸料収支」を含まない「営業余剰(純)」を用いており、比較に整合性を欠くと考えられる。

2 日本

我が国のSNA統計⁽³⁸⁾を用いて、米国についてと同様に、「非金融法人企業」と「金融機関」の計数を合計し、「所得・富等に課される経常税/(営業余剰(純) + 利息・賃貸料収支)」で定義した「法人税率」を計算すると、図11に示すように、1990年代以降、大幅に低下し、近年は20%台前半で推移している。

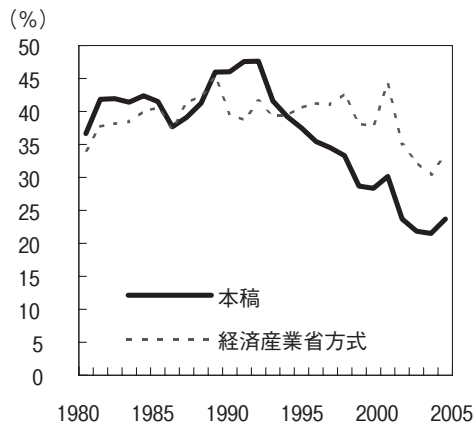
これに対して、営業余剰(純)のみを用いて

⁽³⁶⁾ 前掲注(3), p.23.

⁽³⁷⁾ 米国商務省HP <http://www.bea.gov/national/nipaweb/Ni_FedBeaSna/Index.asp>

⁽³⁸⁾ 1996年以降は、内閣府経済社会総合研究所「平成17年度国民経済計算(93SNA)」<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h17-kaku/19annual-report-j.html>>、1995年以前は、同「平成15年度国民経済計算(93SNA)」<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h17-nenpou/17annual-report-j.html>>。

図11 SNA統計による「法人税率」(日本)



(出典) 筆者作成。

計算した経済産業省方式の「法人税率」は、図11に示したように、1990年代以降、SNA統計による「法人税率」と大幅に乖離する。

これは、企業の「営業外損益」に相当する「利子・賃貸料収支」が長期的に改善し、近年では、黒字化しているため、「営業損益」に相当する「営業余剰(純)」が、企業収益を過小評価するためである。

以上のように、指標の整合性を確保した上で、GDP統計で見た「法人税率」を比較すると、日米間の大幅な税率格差は確認されない。

ただし、結果の解釈に当たっては、我が国のSNA統計では、事業税が「所得・富等に課される経常税」ではなく、「生産・輸入品に課される税」に区分されていることに注意する必要がある⁽³⁹⁾。

本節の残りの部分では、SNA統計による我が国の「法人税率」が、1990年代以降、大幅に低下し、第I章の「法定実効税率」や第II章の「税額調整後実効税率」を下回る背景を考察する。

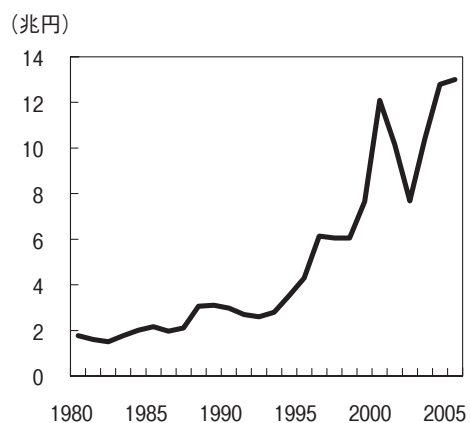
(1) 繰越欠損金控除

SNA統計による「法人税率」低下の背景としては、1998-99年の法人税・法人事業税の引き下げや近年における研究開発・IT促進税制の拡充に加え、バブル経済崩壊後の繰越欠損金控除の急増を指摘することができる。

我が国では、現在、税法上の欠損金は7年間の限度に繰り越し、翌期以降の課税所得から控除することが認められており、税引き前利益が黒字でも、繰越欠損金控除によって課税所得がなくなれば、当該法人が納付すべき法人税額はゼロとなる(なお、「会社標本調査」では、こうした法人は「利益計上法人」ではなく「欠損法人」に区分されている⁽⁴⁰⁾)。

「会社標本調査」で見ると、繰越欠損金の当期控除額は、バブル経済崩壊後、急増し、2005年には、これまでで最高の13兆円を記録している(図12)。また、繰越欠損金の翌期繰越額は、2000年の94兆円をピークに減少に転じているが、2005年にはなお71兆円の巨額に上っている(図13)。

図12 繰越欠損金当期控除額(日本)

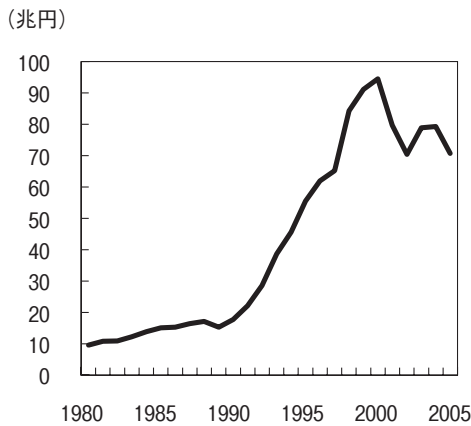


(出典) 図2に同じ。

⁽³⁹⁾ 内閣府経済社会総合研究所『SNA推計手法解説書(平成19年版)』p.45(生産・輸入品に課される税)〈http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/071011/chap_3.pdf〉, p.105(所得・富等に課される経常税)〈http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/071011/chap_8.pdf〉

⁽⁴⁰⁾ 「会社標本調査の概要」p.4. 国税庁HP 〈<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2005/01.pdf>〉

図13 繰越欠損金翌期繰越額（日本）



(出典) 図2に同じ。

(2) SNA統計における欠損金の扱い

法人税の「実効税率」が、一般に、課税所得のある法人が直面する税率として議論されるのに対して、SNA統計の法人部門には、税引き前利益は黒字でも繰越欠損金控除によって課税所得がなくなった法人や、税引き前利益が赤字の法人が含まれている。

経済産業省の研究会の報告書は、経済産業省方式による我が国の企業の「税負担率」が米国より高い理由を、「分母の企業所得については、赤字企業の欠損と黒字企業の所得とが通算された結果であるため、赤字企業の欠損額の多い国ほど分母が小さくなり、指数の数値が大きくなることを考慮する必要がある。日本の値が近年大きく増加しているのは、全体として多額の欠損が計上されたことが一つの要因と考えられる」と説明している⁽⁴¹⁾。報告書は、同時に、「しかし、日米の欠損法人比率は概ね7割前後であり、その点については比較条件に大差はないと考えられる」と述べ、欠損金が日米両国の税負担率格差の原因であると断定することを避けている。

いま、単純化のため、欠損金の繰り戻しや繰り越しはないものと仮定し、黒字法人の黒字額の合計をA、赤字法人の赤字額の合計をB、ま

た、法人税率をtとすれば、SNA統計の「税引き前企業収益」はA-Bで、「法人税」はt・Aである。したがって、SNA統計による「法人税率」は

$$\frac{t \cdot A}{A - B}$$

となって、法人税率tを上回る。(ただし、A>Bと仮定)

しかし、欠損金の繰り戻し・繰り越しを考慮すると、以下に示すように、SNA統計による「法人税率」は法人税率を上回る場合も、また、下回る場合もあることが示される。

まず、黒字法人の繰越欠損金控除額をCで表すと、「法人税」は、t・(A-C)となる。

次に、赤字法人が欠損金Bの一部を繰り戻して過年度の課税利益と相殺し、残額Dを翌期に繰り越すとすれば、法人税の繰戻還付金はt・(B-D)である(繰戻還付が認められない場合はD=Bとすればよい)。

この結果、ネットの「法人税」は、t・(A-C) - t・(B-D)、すなわち、t・(A-B) - t・(C-D)で、SNA統計による「法人税率」は、

$$t - t \cdot \frac{C - D}{A - B}$$

となる。

これから、SNA統計による「法人税率」は、繰越欠損金の当期控除額Cが当期欠損金の翌期繰越額Dより多ければ、法人税率tを下回ることになる(逆の場合は逆である)。

(3) 税効果会計とSNA統計

税効果会計⁽⁴²⁾では、繰越欠損金は、企業会計と税会計とで益金・損金を認識する時点の違

(41) 前掲注(3), p.23.

(42) 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」(1998.10.30) <http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/toshin/1a918a.htm>

いに起因する「一時差異」に準じたものとして扱われている。欠損金の税効果は、損益計算書では「法人税等調整額」として、発生時点では貸方、また、控除時点では借方に計上され、「法人税等」と「法人税等調整額」の合計額（「税効果会計適用後の法人税等」と、税引き前当期純利益との期間対応が確保される（この間、貸借対照表には繰延税金資産が計上される）。

したがって、企業会計では、繰越欠損金控除によって税効果会計適用前の「法人税率」が低下しても、税効果会計適用後の「法人税率」は、基本的には、低下しない。

これに対して、SNA統計における税効果の扱いについて、国際連合等による現行の“System of National Accounts 1993⁽⁴³⁾”には特段の記載はないが、2000年の手引書においては、法人部門の所得税は、繰延税金（deferred tax）を除く金額を計上することとされている⁽⁴⁴⁾。

我が国のSNA統計における「所得・富等に課される経常税」も、基本的には、税法上の税（例外として、日本銀行納付金を含む）であって、企業会計上の繰延税金は含まれていない⁽⁴⁵⁾。

このため、前述したように、SNA統計による「法人税率」は、繰越欠損金控除によって低下する。

3 法人所得税の対GDP比

マクロで見た法人税率のより簡便な指標として、国税・地方税を合わせた法人所得税の対GDP比が参照されることがある。

例えば、前出の経済産業省の研究会の報告書は、OECDの“Revenue Statistics 2005”を用いて、先進5か国（日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）の法人所得税の対GDP比を比較し、2004年度の時点で、我が国が3.6%で

最も高いことを指摘している⁽⁴⁶⁾（米国は2.2%）。

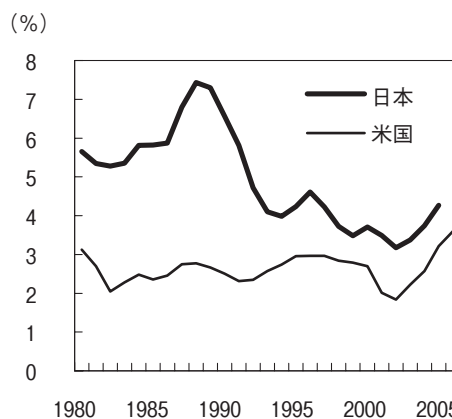
また、「はじめに」で紹介した藤井氏も、OECD調査による法人所得税の対GDP比が、2004年に、我が国が3.8%であるのに対して、米国は2.2%と3分の2に過ぎないことを指摘している（計数が経済産業省の研究会の報告書と若干異なるのは、藤井氏が参照しているOECD調査が、“Revenue Statistics 2006”であるためと考えられる）。

(1) 法人所得税の対GDP比

最新のデータを用い、日米両国について、法人所得税の対GDP比を計算すると、図14に示すように、法人所得税の対GDP比は、両国とも2002年をボトムに上昇しており、2005年に、我が国は4.3%、米国は3.2%と、我が国の方が1.1ポイント高い。

ここで、図14に示した法人所得税のGDP比

図14 法人所得税対GDP比の日米比較



(出典) 米国はNIPA統計、また、日本はGDPをSNA統計、法人税を財務省『財政金融統計月報（租税特集）』（各年版）、法人住民税、法人事業税を総務省HP「平成19年度地方税に関する参考計数資料」〈http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/pdf/ichiran06_h19.pdf〉により、筆者作成。

(注) 日本は会計年度。また、本図においては、OECD“Revenue Statistics”に合わせ、「法人所得税」に法人住民税均等割及び法人事業税資本割・付加価値割を含めている。

(43) 国際連合統計局HP 〈<http://unstats.un.org/unsd/sna1993/toctop.asp>〉

(44) 同 *Links between Business Accounting and National Accounting*, pp.30-31, para.1.33. 〈http://unstats.un.org/unsd/publication/SeriesF/SeriesF_76E.pdf〉

(45) 内閣府経済社会総合研究所 前掲注(39)。

(46) 前掲注(3), p.24.

は、日米両国とも、図10、11のGDP統計で見た「法人税率」より低い。これは、国民所得の過半は雇用者報酬で占められ、また、残る企業所得も個人と法人に分かれるため、両国とも、法人所得のGDP比が比較的小さいためである。このことは、法人所得税の対GDP比の国際比較においては、各国による労働分配率や、企業所得に占める個人・法人の割合の相違に注意する必要があることを示唆している。

特に、米国においては、構成員課税（パススルー課税）が適用されるパートナーシップ等の事業形態の比重が高く、このことが、米国における法人所得のシェアの相対的な低さに寄与している可能性が考えられる。

また、図14で、日米両国とも、法人所得税のGDP比が、2002年をボトムに上昇しているが、これは、景気の拡張局面における法人所得のシェアの増加を反映したものと考えられる。このように、法人所得税のGDP比は、各国の経済構造だけでなく、それぞれの経済状況に依存していることにも注意する必要がある。

おわりに

本稿では、日米両国で、税法上の「実効税率」はほぼ同じであるのに、GDP統計から求めたマクロの「法人税率」が、米国で低い理由を考察した。

そこでは、まず、GDP統計による「国民」概念の「法人税率」は、国外所得の比重の高い米国法人の税負担率を過小評価することを指摘

した。

また、GDP統計では、①法人部門に赤字法人が含まれること、②キャピタル・ゲイン等は「経常的生産」による所得とは見做されないこと、③「法人税」は、基本的には、税法上の「税」であって、企業会計上の「繰延税金」は含まれないこと、等を指摘し、これらの理由により、GDP統計による「法人税率」は、税法上の「実効税率」と乖離する可能性があることを示した。

本稿の結論として、GDP統計で見たマクロの法人税率は、各国の経済構造や経済状況の違いを反映して「法定実効税率」とは乖離する性質があり、国際比較に注意を要するほか、政策論議に用いる場合には、税法上の税率との混同を招かないよう十分な配慮が必要と考えられる。

なお、マクロで見た法人税率とは別に、主要企業の財務諸表で見たミクロの「実効税率」にも大幅な日米格差があると指摘されることがある。例えば、本稿で参照したのとは別の経済産業省の研究会の報告書によれば、日米両国の主要10社の事業会社の財務諸表による「実効税率」は、2000年代初の時点で、日本企業の平均が47.1%と、米国企業の平均33.6%を大幅に上回る⁽⁴⁷⁾。

すなわち、主要企業の財務諸表で見た「実効税率」は、我が国では、「法定実効税率」（ほぼ4割）より高く、米国では連邦法人税率（35%）より低いが、この理由については、稿を改めて考察したい。

（あらい はるひと 経済産業調査室）

(47) 経済産業省経済活性化のための企業関係税制に関する研究会『中間報告書』2002.8, p.17. <<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20816b02j.pdf>>